

議 第 十 一 号

仙台市敬老乗車証条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十二年九月六日

提 出 者

議 員

花 木

則 彰

〃

福 島

か ず え

〃

ふ な や ま

由 美

〃

高 見

の り 子

〃

す げ の

直 子

賛 成 者

議 員

嗟 峨

サ ダ 子

仙 台 市 議 会 議 長

野 田 讓 様

仙台市敬老乗車証条例の一部を改正する条例

仙台市敬老乗車証条例（平成十四年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「高齢者の社会参加」を「多年にわたり社会の進展に寄与し、かつ、豊富な知識と経験を有する人として高齢者に対して敬老の意を表するとともに、その社会参加」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

敬老乗車証を交付することにより多年にわたり社会の進展に寄与し、かつ、豊富な知識と経験を有する人として高齢者に対して敬老の意を表することとするため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。